

第7日

令和7年12月10日（水）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

一般質問に入ります前に、昨日の鹿毛議員の一般質問に対する答弁について、執行部から訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 昨日9日の鹿毛議員の一般質問におきまして、つなぎ込み水路工事があと何年すれば終了するのかという質問に対します、私の、「小石原川沿線のつなぎ込み水路工事につきましては、来年度終了する予定です」との答弁につきましては、次のとおり訂正させていただきます。福岡県朝倉農林事務所の計画では、小石原川沿線のうち、馬田校区におけるつなぎ込み水路工事は来年度終了予定となっております。水路工事完成後は3年程度の通水試験を行い、通水を確認した上で関係水利使用者から堰撤去の同意を得て撤去工事を行いますので、現時点では全ての工事完了について明言できない実情でございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 鹿毛議員よろしいですか。ただいまの執行部からの発言のとおり、訂正することについては、議長において許可をいたします。

それでは、一般質問通告書をお開きください。

日程に従い、9日に引き続き、一般質問を行います。質問通告者及び順位はタブレットに掲載のとおりであります。

それでは、最初に、3番飯田早苗議員の質問を許可します。3番飯田早苗議員。

（3番飯田早苗君登壇）

○3番（飯田早苗君） 皆様、おはようございます。3番議員の飯田早苗でございます。本日はお忙しい中、傍聴にお見えいただいている皆様、またインターネットで傍聴いただいている皆様、心より感謝申し上げます。議場に足を運んでいただくということは、私たち議員にとって大きな励みでもあり、市政をより短く感じていただく大切な機会でもあります。本当にありがとうございます。

まず初めに、大分県の佐賀関で発生した大規模災害により、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。被害に遭われた皆様が、一日も早く安心した日常生活を取り戻されることを、お祈り申し上げます。また、8日の深夜に青森県で震度6強の地震が発生し、多くの皆様が不安な状態に置かれています。寒い中、被災された皆様には、重ねてお見舞いを申し上げます。

さて、朝倉市では、来年1月5日より新庁舎がいよいよ開庁いたします。本日の本会議は、長く皆様に親しまれ、また市政を支えてきた現庁舎での最後の質問となります。この議場での数々の議論、先輩方の積み重ねてこられた歴史があり、感慨深いものがあります。私自身もこの現庁舎で最後の質問に臨むに当たり、地域の声をまっすぐに届けるといふ決意を新たにしているところです。

本日は、大きなテーマについて質問をいたします。

まず1つ目は、過疎地域の持続的発展についてです。私はこれまで朝倉・杷木地域を中心とした過疎指定地域で、人口減少と高齢化が急速に進む中で、地域の皆様からいただいた数多くの切実な声に触れてまいりました。どうすればこの地域で暮らし続けたいという思いに応えられるのか、過疎地域の将来に不安を抱えている皆様にどう寄り添い、どのような政策を届けるべきなのか、私は議員として市民視点に立ち、暮らしに近い場所で起きている課題に光を当て、住民の実感につながる政策の必要性を強く感じております。今回の一般質問では、次期過疎地域持続的発展計画の在り方を中心に、市民の声をどのように政策に反映していくか、市としての考え方を伺いたいと思っております。

2つ目は、不登校児童の支援についてです。全国的に不登校が過去最高となる中、福岡県では今年7月から新たな選択としてこれまでのフリースクールや教育支援センターに加えて、地域の居場所である最重点としてサポートスポットが始まりました。学校に行きたくてもいけない子どもたちに、地域の中に気軽に行ける場所があるという選択肢をつくる事業です。まさに誰一人残さない支援の一步にもつながると思います。朝倉市としてもこの新しい支援の仕組みをどのように活用し、子どもたちの未来をどう支えていくか、市の考えをお聞きしたいと思います。

以上、過疎地域の持続的将来のつくりと不登校支援の新たな展開といういずれも市民の暮らしに直結する2つのテーマについて、順次質問をしてまいります。

続きは質問席にて行います。どうぞよろしく願いいたします。

(3番飯田早苗君降壇)

○議長(小島清人君) 3番飯田早苗議員。

○3番(飯田早苗君) では、一般質問を続行いたします。

過疎地域の持続的発展計画は、国の過疎法に基づいて5年ごとに見直すことが定められています。今年、令和8年から12年まで新しい5年間に向けた計画が進められ、その素案について11月21日まで市民の意見の募集が行われてきました。この計画は、地域の課題を整理し、5年ごとに計画を見直して地域をどのように建て直すか、そして次の世代に何を残すかを示す非常に重要なものです。法律の目的を踏まえ執行部の考え方を伺ってまいります。

今でも繰り返し質問を何回もしてまいりました。過疎地域の持続的発展に関する特別措置法、つまり措置法を分かりやすくまとめますと、1、著しい人口減少や高齢化により、

地域社会の活力が低下した暮らしの土台が弱くなりつつある地域を国として計画的に支援する法律であること、その内容は、暮らしやすい生活環境の整備であったり、地域で働く人の人材を確保したり、育成をすること、安心して働ける場所をつくること、地域の魅力や強みを伸ばすこと、美しく風格のある国土の形成ということになります。これらのことを総合的に支援して進めていくことで、地域の持続的発展を図ることが目的とされているということです。対象地域としては本市の朝倉・杷木地域が法律で明確に位置づけられております。朝倉市の場合は一部過疎指定という内容になっております。この過疎地域を発展計画は当然今までの5年間の状態を分析して来年度からの次の5年の計画の素案ができています。過疎は進んでいます。これまでと同じような対策をしても過疎は止まりません。新たな次の計画はどこがどう変わっているのでしょうか。特に次期計画において、何が特に重要と考えて対策に力を入れるべきとお考えがあると思います。お聞かせください。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） お答えいたします。

今回策定中の過疎計画につきましては、令和3年4月から10年間の時限立法であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法に基づくものでございまして、現在の計画の後期計画として策定をしているため、全体構成は変わっておりません。基本的な方向性を維持しながらも、最新の状況に合わせる時点修正というのを基本に作成しております。数値的な変更のほか、国内の新たな動向とかを加えまして作成をしているというものでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 過疎地域が抱える問題点をどのように認識されてあるかということをお尋ねしたいんですが、過疎指定地域は、中山間地域に多くて、地形から自然災害や人口減少、自然災害を受けやすくて、人口が著しく低下して高齢化が進み、担い手の不足や空き家や耕作放棄地の増加、有害鳥獣による作物の被害、生活交通や買物の環境などの低下など、複数の課題が同時に進行しております。本市としてはこの問題点を将来の懸念ではなく、既に生活の今に影響が出ているという現実の課題としてどの程度深刻なものとして捉えられてあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 過疎計画の素案に今回掲載しています人口の推移を見ますと、昭和55年から令和2年までの40年間の人口減少率は市全体が22.2%減少ということであるのに対しまして、朝倉地域は39%の減少、それから杷木地域は44.2%の減少というところで過疎地域での人口減少が進んでいるという状況でございます。また、令和2年の人口比率を見ますと、65歳以上の高齢化比率は朝倉、杷木、両地域とも40%と高くなっております。逆に、15歳から29歳までの若者の占める割合につきましては、両地域と

も10%と低くなっている状況でございます。両地域とも人口減少、それから高齢化が進んでおりまして、その結果地域活動の担い手不足が深刻をしております。地域の維持活性化が困難な状況になってきております。そのため、市では様々な施策に取り組んでいるところでございます。これらのことは、過疎地域において深刻な問題だと認識をしております。併せまして、過疎地域以外の市内の多くの地域におきましても同じ課題を抱えておりまして、全体の深刻な課題であるということも認識をしているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今部長のほうから御説明がありましたけど、現場は既に集落の行事が成り立たない、草刈りや水路の管理が限界に来ている、買物や通院に支障が来ているといった市民の声が上がっています。このことは御存じでしょうか。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） そういった状況であるということは認識をしているところでございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） こういうことを前提として次期計画の中でどのように反映していくかというのが私は大切だと思っております。

次の問題に移りますが、今、部長からも人口の減少の比率とか、朝倉市高齢化の比率とかというお話がありました。この過疎計画の中で人口ビジョンに示されている人口を見ますと、本当に大変だなというのは実感しております。朝倉地域においては現在6,874名、10年後は4,390名、20年後は2,919名、子どもたちが大人になる20年後は、今の人口よりも約4,000人減少して、58%の減少を朝倉地域は予想しております。杷木地域においても現在5,361名、10年後は3,733名、20年後は2,606名、20年後は今の人口より約3,000人減少、51%の減少ということがこの朝倉市の人口ビジョンで予想されています。大体今の人口の半分以上減少するという見通しでございます。この人口の減少から、将来の地域社会や行政サービスの影響をどのように想定されていますか。それと、人口が50人を切ると、その地域集落において、地域社会そのものの維持が不可能と言われている、いわゆる集落機能が消滅をするリスクがあると言われているのです。どの程度具体的に分析しているのでしょうか。以上、2点お答えください。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） それでは、まず1点目についてでございます。

議員がおっしゃいました人口ビジョンについて若干説明をさせていただきます。

現在の人口は人口ビジョンによる見通しよりも、朝倉地域では871人、杷木地域では285人上回っているという状況ではございます。これまで過疎地域において実施してきた施策によりまして、一定の人口減少を抑えていると考えているところであります。しかしなが

ら、今後も人口減少は続くことが想定されるところでございます。このようなことから人口が半減する時期が人口ビジョンに示す時期よりも先に延びるといふふうに想定はしているところでございますけれども、先に延びたとしても議員が言われるように、人口が半減すれば地域行事や伝統文化を支える地域の担い手が不足するというだけでなく、自治会、それから消防団などの協働活動が困難になるといったこと、空き家や耕作放棄地が増えることによる環境の悪化、それから、交通・買物などによる生活機能の低下といった課題がさらに進行することになるといふことが考えられるところでございます。また、人口一人当たりの行政コストが相対的に増加することになりますので行政サービス、それから地域の担い手不足による医療とか介護サービスの提供が困難になるといったことも考えられるところでございます。

2点目の集落の消滅のリスクというところでございます。人口ビジョンでは朝倉地域は、朝倉、宮野、大福の3地区、それから杷木地域におきましては、松末、杷木、久喜宮、志波、その4地区の推計は行っているところでございます。しかしながらこれよりも小さな例えば集落単位といったところまでの人口推計は持ち合わせていないところでございますけれども、具体的な数値による消滅リスク、例えば何人を切ったら集落機能の消滅のリスクが高まるといったことなどは、一律には測れるものではないというもので考えております。地理的な条件でありますとか集落の密集の程度、様々な要因が複合的に絡むものがございます。したがって、集落によってその状況は異なることから、具体的な分析は難しいかなというところがございますけれども、人口減少が進めば地域コミュニティの維持が困難になるということは、議員がおっしゃる認識と同じであるというふうに考えているところでございます。そうならないために、市全体の課題としまして地方創生に取り組んでおりまして、移住定住促進、子ども・子育て支援、関係人口交流人口の創出など様々な施策によってさらに人口減少を抑えるように取組を進めているところでございます。

一方で、人口減少の流れを完全に止めるということは困難であると考えております。一定の減少は避けられずに人口が減少しても、安心して暮らせる持続可能な地域づくりの取組が必要であるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 将来を見据えて、この過疎地域の対策を取っていないといけないと思うんです。それには、やはり集落単位での今現在何名ぐらいいるかとか、こういう現状の把握は必要ですよ。できてないとおっしゃいますけど、必要ですよ。例えば、20年後、杷木の松末地域は出生率、このビジョンの中にあるんですけども出生率が18.6%で計算しています。20年後、そのすごい面積の松末地域に118人しか人口がないという今推定してあるわけですよ。交流人口で増やしますと言いますが、どのくらい増えるかというのは分かりませんが、これは出生率で計算して118人ということになっています。そしてらどうしても集落の維持とかそういうのはなかなか難しいから、早く対応する必要がある

んですよ。それに対して私は疑問を感じているからこの過疎対策の必要性を今申し上げているわけです。それで、この人口ビジョンが示すように、今後の人口減少は避けられないと私は思います。これを前提に立って、少ない人数でも地域が回る仕組みをどういうふうにつくるのか、また、その地域の強みとか魅力、これをいかに発信して、10年後、20年後とかに、今のこの田舎の地域をどのような姿にしたいのか、これ将来の政策ビジョンというのが非常に大切になります。現在実行している政策ビジョンとして、現在そういうことを何か実行していることがあればお聞かせください。強みとかも含めた上でお答えください。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 先ほど言いましたように、人口減少が進む中でも、安心して暮らせる持続可能な地域づくりということが必要だと考えています。そういった中で、持続可能な地域を目指す取組の1つとしまして、DXの推進は欠かせないというふうに考えているところでございます。また、市では人口減少が進んでも、そこで住み続けることができること、それと行政サービスの格差是正を図る、こういった手段としまして、行政手続のオンライン化などを今進めているところでございます。今後は、地域におけるDXを推進していくということも考えているところでございます。地域におきましては、人口減少が進む中、地域の連帯感の希薄化が課題として多く上げられているということも聞いております。また、これに伴います独り暮らしの高齢者の見守り、それから青少年の健全育成に関する不安が課題として上げられているということも認識をしております。これらの課題に対しまして、市では今回、取組の一つとしまして、コミュニティ対抗eスポーツ交流大会というのを実施したところでございます。地域の世代間交流とコミュニティ同士の交流などを目的に実施をしたものでございますけれども、各地域においても世代間交流、それから地域の連帯化の醸成につながるきっかけになることを期待しているところでございます。

また、地域独自では、世代間交流のためのイベントとかオープンカフェとか、そういった地域資源を生かした取組で連帯意識を高めるような活動をされているという報告も受けているところでございます。ハード面だけでなく、これらソフト面の支援も今後施策として必要というふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） お互いに顔が見えて交流を深めるということは、部長がおっしゃるように必要なことだと思います。私は、朝倉と杷木の地域というのはやはりインターチェンジがあるということだと思います。このインターチェンジをいかに生かして、移住定住の促進とか、関係人口の創生につながるということを具体的な施策を打ち出さないと、なかなか難しいと思いますよ、今から先。ちょっと後からまた言うと思っていたんですけれどもパブリックコメント、5年前の。あれにも具体的なインターチェンジを活用

した施策が打ち出されているんですよ。そういうようなところで、再度このインターチェンジを生かした施策、ちょっとお聞きしたいんですけど時間的な都合で次に進みますけど、ぜひお考えいただきたいと思います。

次はパブリックコメントと住民参加型の計画の必要性、4番5番はまとめて質問をさせていただきます。それと、言い忘れてました、先ほど言ったのは、人口が減っても地域を維持するための新しい仕組みづくり、それと地域の強みを伸ばして、人口は減っても地域の価値を上げるという発想を持って今種まきをしておくこと、これが本当に必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、すいません、失礼しました。次の質問に移ります。

パブリックコメントは、条例計画、施策などの重要な行政方針を定める際に、事前に市民から意見や情報を募集し、それを意思決定に反映させる制度です。その意義についてどのようにお考えですかお伺いします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） パブリックコメントの意義ということでございます。パブリックコメントにつきましては、国や地方公共団体などの行政機関が政策や規則などを決定する際に、その案を広く一般に公開をしまして、国民や住民から意見を募集する手続でございます。この制度は、行政運営の透明性を高めまして、住民の政策形成への参加を促進することを目的としておるものでございます。

朝倉市では、朝倉市パブリックコメント実施要綱というのを定めております。要綱では、計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を市民等に公表し、これらについて提出された市民等の意見及び意見に対する市の考え方を公表することで市民等の意見を政策に反映させる機会を確保するものと定義をしております。

パブリックコメントの意義としましてはただいま申し上げました制度上の意義とともに住民の意識を高め、地域と行政の協働の第一歩になるものと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 部長がおっしゃるとおり、パブリックコメントは住民参加型のまちづくりを進める上で、欠かせない重要なプロセスであると私も思っております。ところが、5年前の計画策定のときにもパブリックコメントが募集されました。それで、このときは9名の方から60件の意見が寄せられています。しかしその内容を見ると原案通り18件、修正7件に対し、参考が35件と最も多い結果でした。参考という整理は、意見としては受け止めるものの、計画には反映しないということを実は意味しているんです。これでは市民から見て、声を出しても政策に反映されていなかったと受け取れかねませんよね。次期計画で市民の意見が生きると実感できるプロセスをどのように示していくかお尋ねします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 先ほど議員が申されました5年前に実施しました現計画のパブリックコメントの件数は、ただいまおっしゃられたとおりでございます。原案通りとしたものについては、いただいた意見の内容の趣旨が計画中の他の文言等により包含されると認められたものであったため、修正は不要と判断し原案通りとしています。次に、修正につきましてはいただいた意見を追加修正したほうが計画の内容がより分かりやすくなったりより広い事案に対応しやすくなったりすると認められたため修正としています。議員おっしゃいます参考としたものにつきましては、今回の計画そのものの修正に直接反映するものではない、個別的な事業の提案であったり、個別の要望事項などであったため参考としているものでございます。いただいた意見を基に7件については計画を修正しておりまして、市民の意見を市に反映させることができるというふうに認識をしているところでございます。

パブリックコメントは計画に対する意見を伺うもので、意見の処理として先ほども説明したとおり、計画そのものに対する意見については反映をしまして、修正もしくは原案とします。そのため継続して検討するといったような対応はちょっと難しいかなと思っています。

先ほど言いましたように、いただいた意見で参考としている個別的な事案についてですけれども、個別的な事業の提案につきましては、関係する部署に情報を提供して、意見に対する考え方等を示すものとして参考とさせていただいています。パブリックコメントで参考とさせていただいた意見につきましては、過疎地域における持続的な発展に向けた事業の提案としまして、関係部署において貴重な意見として受け止めているところでございます。しかしながら事業の実施を確約するというものではございませんので、市全体の事業のバランス、それから財政状況を見ながら、その必要性について判断をし、必要ということになれば、議員の皆様方に予算それから議案といった形でお示しをし、承認いただければ計画に載せていくという流れでございますので、御了承ください。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ここ今、去年のパブリックコメント60件の中を見させてもらったんですけど、非常にとってもいい意見が出ています。本当にこれを実現していけばどうかというか、移住促進、定住、それと関係人口の創設、それができるといえるような意見がいっぱい出てるんです。やはり、そういうところを具体的な計画が市民に見えるようにしてもらわないと、何を過疎地域にしているのかというのが見えてないというのがあると思います。そのようなところも発信していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次は、続きまして、住民参加型ということで申し上げます。

私は、これまで行政の皆さんが現場に足を運んで、住民の声を直接聞く場をつくってほ

しいとお願いしてきました。しかし答弁は、各コミュニティを通じた書面での改善提案書の提出ということでした。パブリックコメントも書面です。書面によるものも意見の提出の一つの手段だと本当に思っています。しかし、過疎計画は特に住民と直接話すことで、その地域の声を吸い上げることが必要であると私は思います。つまり、直接対話する住民参加型の計画が必要ということですが、この点について伺います。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 行政が地域の声を直接聞く場というのを設けるといったことにつきまして、地域と行政が一体となって将来を考えるという趣旨でございますので、大変重要なことだと思います。そういった仕組みづくりは大変重要というふうに認識をしております。今後の状況とか、必要性を踏まえましてそういった手法については考えていきたいというふうに思います。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 昨日の鹿毛議員も直接市民と聞くことが大切だということをおっしゃっていました。私も全く同じ意見でございます。やはり、直接聞くということを実現していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

他の自治体でもワークショップなどで住民参加の計画づくりで成果が上がっているんです。そこで提案なんですけども、なかなか広範囲で意見が聞けないでしょうから、朝倉、杷木地域において、住民とともに考える過疎地域の活性化協議会のようなものを設置して、地域の実情に合った意見を把握してほしい。市民と行政が同じ方向を向いて過疎対策の事業を将来に向けた事業を進めていただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 提案いただきました協議会といったような組織の設置ということにつきまして、1つの手法であるとは思いますが、今後の状況とか必要性を加えまして、いろいろな手法を考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 非常に大切な手法でございますのでよろしくお願いいたします。

次は、過疎対策事業の運用について伺います。

過疎法は地域を守るために将来像を示す計画と、それを支えるのが財源の支援でございます。これを一体で進める仕組みになっていると私は思っています。その中で過疎対策事業債というのは、過疎地域持続的発展を進める上で極めて重要な財源であると考えます。前回の答弁で財政的な面で、弾力的な運用をしていきたいという説明がありました。

そこで伺いますが、この弾力的な運用とは具体的に何を意味するのか。また、本来のこの目的を鑑みて、過疎債をどのような考えで今後活用していくのか、市としての運用方針を分かりやすく御説明ください。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） まず弾力的な運用のことについて回答申し上げます。さきの議会で議員のほうから、過疎債は過疎地域の住民に特化した事業に活用すべきという考え方をお話いただいたことは十分理解させていただいております。その中で、そのときの質疑応答を振り返りますと、ソフト分につきましては新規事業にのみ充てるというニュアンスもあったことから、こちらのほうから従来の事業にも充当することとして、説明をさせていただいたというようなことで御理解いただきたいと思っております。また過疎対策事業債の運用をどのように考えるのかという点についてでございますが、過疎法につきましては、過疎地域の持続的発展を支援することを目的としております。その法の趣旨を踏まえまして、地域の課題解決や住民生活の向上に資する事業を過疎計画に位置づけまして、適切に過疎対策事業債を活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 新規事業に充てると言った記憶はちょっとなくて、私ももう1回確認をしておきます。

それでは、過疎債というのはハード事業とソフト事業というのがあります。本来、過疎地域の生活を守って、将来につなげるための特別な財源と思います。実は、この財源も、過疎債だけでは、過疎は守っていけないと思っているんです。財政的に有利な借金を活用すること自体は、行政としては当然の判断だとは理解していますが、しかし一方で、地域の住民の方からは本当に困っていることに解決を過疎債を優先して使ってほしいという声が多く聞かれます。それでこの優先順位っていうのも本当に考えて整理する必要があると思うんですが、この弾力的な運用という表現が、結果として過疎地域への重点投資を弱めるのではないかというふうに感じるわけです。市の見解を改めてお聞かせください。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 繰り返しになるかとは思いますが、過疎法の趣旨を踏まえまして、過疎地域の課題解決、住民生活の向上に資します事業計画に位置づけまして活用させていただくというふうを考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） もうお分かりだと思いますので、ハードとソフト部分というのがあります。ハードというのはどういうシーンで使われますか、シーンとかどういうものに使われますか。ソフトというのはどういうものに使われるか、ちょっと部長のほうからお答えください。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） ハード事業、分かりやすく言いますと、施設設置とか、そういうようなものになります。また、ソフト事業につきましては、地域の方々に対しまして、様々な補助金でありますとか負担金とか、そういうふうなハードとは異なるものに対して

財源として活用させていただいているところでございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ハード事業は、産業振興の施設であったり厚生施設であったり、交通とか通信の施設であったり、教育文化の施設であったり、ここがまた大切なところなんですけど、集落再編の整備であったり、自然エネルギーを利用するための施設であったりということに、これが対象地域として明確に総務省がうたっているところなんです。ソフト事業というのは、これも総務省からの抜粋なんですけども、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化、その他、住民が将来にわたり安全に安心して暮らせることができる、地域社会の実現を図るために、特別に地方債を財源として使うことが必要と認められる事業というふうに明確に打ち出しております。

ハード事業は、道路とか施設とかしていますけど、中身を精査させてもらいますけど、あれっていうところも感じたので、その辺のところは、また決算特別委員会や予算特別委員会で質疑をさせていただきたいと思いますが、ソフト事業は、やはり過疎地域の人たちが自立をして、そこを回していかないといけないんです。特別の事業なんですよ。それに対して、今年ソフト事業の内訳を見ましたら、これがそれに該当するか、該当する部分もあるんですが、全部が全部該当するかなというちょっと疑問を抱いております。その点について、今年ソフト事業の内容をどれに幾ら使うか、御説明ください。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 今年度の過疎債のソフト事業でございますが、まず杷木地域のあいりタクシーの運行事業や朝倉地域のコミュニティバスの事業に1,400万円、商工会支援に1,080万円、筑後川鶴飼振興協議会負担金に210万円などで、合計3,670万円を予定しているところでございます。今後も計画に基づきまして毎年度の事業規模、事業内容、また他の起債の充当状況等を調整図りながらソフト事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 全部の内訳が言われてなかったです。市のほうが当初予算としての内訳と、県のほうに出している申請の内訳というのが若干違うなと思いながら中身を見ておりました。とりあえず中身云々というよりも、今後、財源というのは、財務省の令和6年に開催された財政投融资分科会においた議論の一つの中に、一時的に消費してしまうような経費は、事実上運転資金を回しているだけで、将来に対し何も残らないため、本来的には融資の性質にはなじまないとされております。ちょっと見たらそういうのもあるような気がしますので、ぜひ、このソフト事業を再度見直させていただきたいと思っております。細かいことはここで言うのは時間がないので控えさせていただきます。私が調査研究をした結果、近隣の全過疎地域である東峰村、一部過疎のうきは市は中身の内容を精査させていただいたら、本来の趣旨の目的に沿った使われ方をしていってほしいです。

朝倉市も過疎地域の維持のために、将来に向けた過疎地域の対策をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

最後に、市長のほうに見解を伺いたと思います。過疎地域は農林業を基幹産業として、食料の安定供給や農地、森林の保全、さらには環境、温暖化の対策などを支える重要な役割を担っているところもあるんです。これらの機能を将来にわたって守り続けることが本市としては極めて重要な課題であることも含めまして、令和8年度から始まる過疎地域の計画、持続的発展計画は将来にわたり住民が住み続けられる計画ではないのでしょうか。私はこの計画を実効性のあるものにするために行政が明確な方向性を示していくためにも、地域住民との対話を重ねながら、共に未来を描いていくことが欠かせないと考えております。市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 地方創生2.0、基本構想で、これ国のほうですけども、人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくことが重要であると述べております。本市におきましても、これから人口減少が続く中でも持続可能なまちづくりを見据えていく必要があるということをお答えさせていただきます。今、議員がおっしゃいましたように、農業を守るそれから林業を守るという今の質問だったと思います。これも極めて大事なことでありますので、これは、農業者の人たちがしっかりやっただけのように、また新しい農業者も来られておりますし、また戻ってきて農業している人たちも着実に今出てきておりますので、いろんな施策を使いながらやっていくということで考えます。地域の声を市政に反映することの重要性といったものは私自身も十分に理解をしております。人口減少に伴う地域の様々な課題は過疎地域を含む市全体の課題であるということもお考えいただきたい。認識していただいているものというふうに思います。人口減少の中にございまして、朝倉市が帰ってこられる場所、住み続けたいと思えるふるさとであり続けるよう、各種施策を総動員し、過疎地域については過疎計画も活用しながら10年後、20年後も安心して暮らしていける持続可能なまちづくりに引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 市長ありがとうございました。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。時間があと15分ほどしかないので、ちょっといろいろと内容は書いていたんですけど、短縮して質問させていただきますので、すいませんが、よろしく願いいたします。

次の質問は、不登校生徒児童の支援事業であるサポートスポットについて質問させていただきます。平成29年に教育機会確保法が施行されまして8年が経ちました。不登校を問

題行動と捉えず、一人一人の子どもに応じた学びの機会を保障する法律です。学校以外の多様な学びを尊重し、全ての子どもに教育の機会を確保するということが重要であるとうたっています。現在、全国の不登校児童生徒は過去最多の35万人を超えて、深刻な社会問題となっております。また、県教育委員会のリーフレットによりますと、令和5年度の福岡県内の公立の小中学校の不登校の子どもは1万7,859人で、この人数は、毎年毎年増加しており、この5年だけでも約2.5倍となっております。

その中には、学校の中で専門的な相談や指導を受けることができない子どもが約4割存在しているということです。このような状態の中である子どもたちの支援が大きな課題だと思います。そこで、本市の不登校の推移、なおかつ指導を受けられない、適応指導教室のステップであったり、フリースクールのよつばなどの支援の場所にも行けない子どもたちの人数を教えてください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） まず、いつも言っておりますが、不登校の定義ですけれども、不登校は年度初めの4月から欠席日数の合計が年間30日以上で該当になるものと規定されております。

不登校児童生徒数の令和4年度から令和6年度のそれぞれ3月末時点での推移について御報告させていただきます。令和4年度が148人、内訳は小学校30人、中学校118人でございます。令和5年度は192人、小学校63人、中学校129人でございます。令和6年度は139人、内訳は小学校49人、中学校90人でございます。議員が言われます不登校児童生徒の総数からステップやフリースペースよつば、またその他のフリースクールに在籍している児童生徒数を差し引いた人数につきましては、令和4年度が106人、令和5年度が152人、令和6年度が98人となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ここ3年間で平均約120人の子どもたちが家から出られない、行き場がない子どもたちがいるということが確認をされました。この子どもたちを支援することが課題だと思っております。支援体制についてお聞きしたいんですけども、支援に当たりどこにどの子にどのような支援が必要かという基本情報の把握と共有が必要だと考えています。どのような把握をし、共有をされているのか、それとまたこの共有をした上で、どういったサポートが必要なのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 不登校児童生徒に対する支援で最も必要なのは、一人一人の状況に応じて対応することであるというふうに考えております。教育委員会では、生徒指導を担当する指導主事を中心に、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室ステップの研究主事、市内3校に配置しております登校支援員で、学校支援チームを組織をしております。月に1回程度支援チーム会議を開催いたしまして、児童生徒の情報共有を行ってお

ります。また、学校主催の不登校対策会議に参加して個別の情報の把握に努めております。

学校におきましては、児童生徒一人一人の支援計画と支援の状況について、チームサポートシートを作成しております。シートには、欠席日数、連携した関係機関、本人の思いや保護者対応、支援方針、過去の支援等を記録しているところでございます。このシートに基づきまして、個別のケース会議を行い、今後の支援方法を確認するとともに、必要に応じて子ども未来課や児童相談所、フリースペースよつばといった関係機関との連携を図っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） サポートシートというのを初めて私知りましてんですけど、これをもとにいろんな支援をしているということですね。子ども中心に据えて、どのような支援が必要で有効であるかということは、このシートからどういうふうに読み取られますでしょうか。改めて考えをお聞かせください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 例としましては、スクールソーシャルワーカーでありますとか、スクールカウンセラーと共同で児童生徒の対応に当たっているということでございます。現在、教育委員会にはスクールソーシャルワーカーが2名在籍しております。市内17校を分担して学校訪問しておりまして、児童生徒や保護者との面談、教員からの相談に対する助言、また家庭訪問、通院同行なども行っております。

令和6年度の活動実績が学校訪問が452件、家庭訪問が157件、関係機関との連携が228件、適応指導教室ステップ訪問が43件でございました。また、スクールカウンセラーにつきましては、令和7年度は、10名が在籍しておりまして、市内17校に5つの学校は単独で、12校は複数校で兼務する形で配置をしております。児童生徒はもとより、保護者や教職員の相談、相談者への心理的な見立てや対応、事件、事故などの緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、教員ではカバーし難い部分について担っていただいております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） スクールソーシャルワーカーの方が少ないかなというような感じをするようなお仕事をされてあるのかなというふうに感じましたけど、その辺の負担度とかも併せて、今後人数を増やすなり、きちんとしたサポートができるように、どのぐらいの仕事の割合とかいうのも負担がかからないように、見ていただければと思いますので、しっかりした仕事をしてもらわないといけませんから、よろしく願いいたします。

それと、今年の4月に不登校の児童生徒の支援事業として、サポートスポットというふうですけども、既に県下では7市町村が先行実施しておりますが、この県の事業の概要、目的、市はどのように考えているかということをお聞かせください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○**教育部長（草場 勉君）** 議員言われますサポートスポット事業、正式名称が地域総がかりで行う不登校児童生徒支援事業と申します。この事業につきましては、福岡県学校家庭地域連携協力推進事業、これは過去からある事業なんですけれども、その1つのメニューとして、本年7月に創設されたということになっております。この大元の事業につきましては、各種団体や機関、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互のパートナーとして連携、協力して行う事業であります。議員おっしゃるとおり、今年の7月に地域総がかりで行う不登校児童生徒支援事業というものが創設されたものでございます。この事業の趣旨、目的についてですが、家から出ることができるが通う場所がない不登校児童生徒が気軽に立ち寄れる、地域での居場所づくり、地域住民の協力のもと、学校や体験活動を通し、社会的自立を促すとともに保護者を支える地域の仕組みをつくるということになっております。

○**議長（小島清人君）** 3番飯田議員。

○**3番（飯田早苗君）** この事業を行うに当たって地域学校協働活動の仕組みを活用して運営をするということになっております。この点についてどういう中身なのか、現在もこれはあると聞いていますけれども、現在どういうふうなところがこの地域活動、協働活動の仕組みを利用して運営されているのか、今度の新しい事業のサポートスポットは、また別の組織として運営を考えていらっしゃるのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○**議長（小島清人君）** 教育部長。

○**教育部長（草場 勉君）** 現在、地域学校協働活動を行っておりますのは、福田小学校、金川小学校、大福小学校の3校でございます。実施内容につきましては、現在、学校支援活動というものを行っておりまして具体的には家庭科のミシンがけなどのサポートや読み聞かせとなっております。これにつきましては、地域の方が学校においでになって、授業中にこういった指導をされるというものでございます。その3校におきましては、それぞれに地域学校協働本部を設置しているところでございます。

この地域学校協働本部ですけれども、設置のパターンとして3パターン考えられます。1つ目は既存の組織を利用する方法、2つ目は新たに組織をつくる方法、3つ目は既存組織と新たな組織を統合して市で一本化する方法がございまして。地域の実情や組織がスムーズに運営できる方法を選択することになるというふうに考えております。以上です。

○**議長（小島清人君）** 3番飯田議員。

○**3番（飯田早苗君）** 国では、令和元年より、一定の条件を満たす場合は、この活動を出席扱いとすると措置ができると思いますが、サポートスポットというのはそのような措置ができるのでしょうか。

○**議長（小島清人君）** 教育部長。

○**教育部長（草場 勉君）** 現在のところではどういった事業、どういった内容ですと

というのが決まっておりますので、この事業の中身を確認をいたしまして、出席扱いにする、しないというのを判断していくということになるかと思えます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 制度の導入のメリットなのですが、学校復帰だけをゴールとせず、自立に向けた社会性や生活の育成を目指すという支援を、国も県も動き出したと思えます。これは、今、民間のフリースペースよつばがこの精神で子どもたちの育成に当たっているところであると思えます。現在、非常に朝倉市は東西に広い面積を持つので、今後、設置をする場合の配慮をしていただきたいという点を申し上げまして、教育長への質問のほうに移らせていただきますが、この福岡県サポートスポット事業というのは、家から出られない子どもたちに対して、先ほど部長もおっしゃいましたけど、地域の中に小さな一歩をつくるという非常に重要で有効な仕組みだと考えております。本市ではこの事業をどのように位置づけて、今後、不登校支援をどのような方向で強化していく考えなのか、教育長、見解をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 今申し上げますサポートスポット事業、これは新しい事業でございます、さっきから言われています家から子どもさんが出ることはできるけども、行き場がないと、どこに行ったらいいのかわからないとか、そういったお子さんを対象とした事業だというふうに認識をしております。不登校児童生徒が気軽に立ち寄れる居場所をつくり、地域住民の方々の協力のもと、学習であったり体験活動を通して、自立を目指すことを目的とした事業だと考えております。このサポート事業をよりよく運営をしていくためには、今まであります既存の不登校支援、それとの関係性であったり、位置づけであったり、関係機関との連携であったり、また実施場所であったり、または誰をそれに関わっていただくかという、人材確保等について、整理をすべき点がまだまだ多々あるというふうに考えております。今後は、他の自治体の状況を含みまして、本事業の調査研究を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 福岡県の目標は、57自治体にこれを広めようというような計画があつて、来年度は30自治体を広めますよと。今段階的に広めていっているということで、私、これを質問するに当たって教育委員会に行ったら、まだ、1か月前か何かはこの資料が届いたということを聞いておりました。非常に、子どもたち未来を、またフリースクールよつばとか、地域で活動する居場所づくりのおばちゃんちとかあるわけです。そういう方たちと民間の力を借りながら、未来を担う子どもたちへ手厚い支援をお願いしたいと思います。

そのことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 3番飯田早苗議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午前11時15分から再開します。
午前11時2分休憩